

委託契約書

委託者 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県

受託者 (住所)
(医療機関名)

上記当事者間において、青森県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（以下「治療研究」という。）の委託について、次のとおり契約を締結した。

第1条 委託者は、治療研究について受託者に委託し、受託者はこれを受託した。

第2条 受託者が行う治療研究は、要綱第9によって、委託者が認定したものに限るものとする。

第3条 受託者が行う前条の治療研究の範囲は、要綱第7のとおりとする。

第4条 治療研究に要する費用について、受託者が委託者に請求することのできる額は、要綱第6第2項（1）及び（2）によるものとする。

第5条 受託者が前条による請求を行うときは、要綱第13第1項（2）によるものとする。

第6条 受託者は、委託者からこの治療研究について必要な調査、報告等を求められたときは、回答しなければならない。

第7条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 3月31日までとする。
ただし、委託期間が満了する日までに委託者又は受託者が特段の意思表示をしなかつた場合は、更に1年間この契約を更新したものとみなし、以後もまた同様とする。

2 第1項の規定にかかわらず、 年 月 日から令和 年 月 日までの間に行われた治療研究についても、同項の期間内に行われたものとみなして、この契約を適用する。

第8条 この契約書に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を2通作成し双方記名押印し、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 青森県知事 三村申吾

受託者 (代表者名)

印